

公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保に関する意見書

わが国の経済は景気に明るさが見えつつあるものの、長引く不況等により、国や地方公共団体が発注する公共工事が減少し、企業間の受注競争が激化したことから、建設業においては、元請けと下請けという重層的な関係の中で、施工単価や労務費が引き下がるなど、現場で働く労働者の生活に深刻な影響を及ぼしている。

公共工事に係わる賃金の確保等を定める、いわゆる「公契約法」の制定については、諸外国で進んでおり、わが国でも平成12年11月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、参議院において「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるように努めること」との付帯決議がなされているが、いまだ公共工事に従事する労働者に適正な賃金を確保するための対策は十分とは言えない状況にある。

よって、国においては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るため、公共工事における新たなルールづくりとして、下記事項を推進するよう強く要望する。

記

- 1 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を促進すること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の付帯決議事項について、実効ある施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月14日

埼玉県狭山市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣